

---

---

## 平成30年度第1回練馬区子ども・子育て会議議事録

---

---

日 時]

平成30年7月23日(月)午後6時30分から午後8時まで

[会 場]

練馬区役所本庁舎20階・交流会場

[出席者]

大石委員、川本委員、神田委員、佐藤委員、山辺委員、小池委員、土田委員、戸田委員、山賀委員、小櫃委員、広岡委員、狭間委員

(事務局)

こども家庭部長、こども施策企画課長、子育て支援課長、保育課長、保育計画調整課長、青少年課長、練馬子ども家庭支援センター所長、学務課長、北大泉幼稚園長、こども施策担当係長

[欠席者]

山田委員、里中委員、田中委員

[傍聴者]

1名

[次 第]

- 1 練馬区子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて
- 2 平成30年4月の待機児童数等について
- 3 その他

【会長】第1回練馬区子ども・子育て会議を開催します。事務局から出席状況の報告をお願いいたします。

【事務局】事務局より、本日の出席状況についてご報告いたします。本日の出席者は、委員15名中12名です。過半数の出席を得ていますので、会議は有効に成立しています。以上です。

【会長】委員の交代がありました。事務局からお願いします。

【事務局】子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に基づき設置しており、15名で構成しています。昨年度末に2名の方から辞任の申し出があり、区の条例に基づいて、教育委員会に意見聴取を行い、新たに委員として2名の方に就任していただきました。

【会長】新委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

(新委員挨拶)

【会長】ありがとうございました。次に事務局どうぞ。

【事務局】人事異動により、事務局の構成員に変更がありましたので、紹介させていただきます。

(事務局の紹介)

【会長】それでは、議事に入ります。初めに、次第1の子ども・子育て支援事業計画中間見直しについてです。資料1が出ております。事務局から資料の説明をお願いいたします。

## 1 子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて

【事務局】(資料1の説明)

【会長】既に我々が議論して、報告をいただいたものが形になって出てきたということです。なにかご質問、ご意見等ございましたらどうぞ。

【委員】資料は最終版ということですが、前々からこの会議でお願いをしていましたのが、確かに数を確保しないとイケないのももちろんですが、質も同じように検討いただければとお願いをしておりました。

まさに今日、夏休みに入る初日で、私の子どもが小2で学童に通っています。時間は質の一部だと思いますが、今日はたまたま妻がいなかったもので、私が9時にお弁当を作って、学童に連れて行き、そこから出社しています。夏休み期間は、場所によりますが、9時から始まります。とてもではありませんが、仕事に間に合いません。

数の確保はもちろん大切なことですが、23ページの学童クラブは重点目標と記載されていますが、残念ながら、当面は低学年の受け入れを優先しますとしか書かれていないのと、供給量も見直しますということしか書かれていません。また次の計画が策定されると思うのですが、その際には、適正な人数に調整していただきたいですし、時間も、保育園の7時開園のところに合わせて、学童も7時開始になると、夏休みも助かります。時間だけではなく人数調整などもあると思いますが、研修など保育の質のほうも検討いただければと思います。

【事務局】まず、保育の質について説明いたします。資料10ページをご覧ください。「保育サービス」というページになります。2つ目の見出し、「見直しの内容」の「また」というところですが、質が大事であるというご意見を踏まえて追加した内容です。『保育士確保や、保育園の運営状況の「見える化」、利用者の相談等に対応する仕組みづくり等、保育の質の向上に向けた取組も進めます』という箇所は、まさしく会議でのご意見を踏まえ追記したところです。

それから、学童の部分につきましても、ただいま今ご意見をいただきましたが、国の基準に基づいて質を確保しながら、学童の受け皿を増やしていくことが区の方針です。質を落とさない、質

の維持・向上をきちんと確保しながら、供給の確保を進めてまいります。

【委員】今、学童のお話があって、時間も質の1つだというご意見がありましたが、時間は保育の質の一部ではないと私は認識をしています。人員の配置と内容です。教育や保育の内容については質のとても重要な課題であると思いますが、時間を拡大することが質を高めるということではない、ということについては、あえて一言言わせていただきたいと思います。保育園は歴史的に、行政からの要請もあり、ずっと保育の長時間化を実施してきたわけですが、それはずっとジレンマの連続でした。子どもにとってやはり長時間の保育というのはそれだけ負担がかかりますので、その点は慎重に進めたほうがいいのではないかと、保育園の立場から言わせていただきます。

【委員】質かどうかと言われると、確かに仰るとおりかもしれないとは思いますが、保育士が増えれば質が上がるのかとか、給食が充実すればいいのかとか、例えば保育ノートにとても細かく書かれれば質が向上されるのかとか、質と言われると見えづらいことだと思いますので、難しいですが、量的にはかれないような機能の拡充ということになると思います。質や、機能の拡充など、表現はいろいろあるかと思うのですが、若干長く子どもを預けることがいいのかどうかは預ける側としてもジレンマはあるのですが、ニーズとしてはそういう選択肢もあったほうがいいのかと思ってお話しした次第です。

【委員】一言補足します。保育の質の充実という意味では、長時間化をひたすら進めるのは如何かと考え、あえてスライドさせていただきました。

【事務局】学童クラブの状況を説明いたします。現在、学童クラブは、預かっている時間が質かどうかというのは置いておきまして、実際としてニーズとしてあることは間違いのないということで、区もそこはしっかり受けとめています。委託をしている学童クラブについては、朝8時から、朝の延長としてお預かりしており、現在は区立の学童クラブでのうち、半分近くの学童クラブにおいて朝8時からお預かりしています。今後につきましても、順次増やしていく方向で進めているところです。

【委員】私も昨年区立の学童に入れていまして、時間帯が9時 - 18時であることに苦労したので、気持ちはとてもわかります。今は昨年度から練馬区の補助でできた民間委託の学童に入れているので、費用面の負担はあるものの、時間帯の問題は解決したところです。

学童の話題ではなくて、10ページ目の「これまでの取組」というところの最後の行、「待機児童数は48名と大幅に削減することができました」と書いてある言葉を見て、とても違和感を覚えます。この48名まで大幅に削減できた中には、私の友人に、3歳の壁に阻まれて、認可保育園を最初から諦めた人がいます。預かり保育の長い幼稚園もやはり競争率が高いので、幼稚園への入園を先に決めないと、もし認可保育園に入れなかった場合は預けられるところがありません。そのような理由から、保育園への入園申込自体を秋頃に諦めた友達もおります。

私自身、第2子が入園のときには第1子が小学校入学で、兄弟が保育園にいない状態になり、第2子は1年間待機になりました。3月下旬に無認可の保育園を探し、入れることができたので、仕事を辞めずに済みました。無認可に入れると練馬区では待機児童ではないとカウントされていると思うのです。大幅に削減することができたと書かれると、そのように希望できなかった人、自分で頑張った人、その人たちはいないことにされる気がします。やはりこの数字を見ると、練馬区のカウント方法では待機児童になっていませんが、実際は自分の子どもを待機児童だと感じている人たちが、やり切れない気持ちになります。ニーズにしても、入園申込を諦めた人たちはこのニーズに含まれていないことになります。その点をどのようにお考えなのか疑問です。

【事務局】待機児童については、48人まで減少することができたと書かせていただきました。数年前には500人以上の待機児童がいたということで、「大幅に」という表現は使わせていただいています。ただ、これをもって、最初から保育園の入園を諦めて別のところを選択された方、そういった方々を全てないものにしたというものではありません。区としては引き続き、待機児童対策に取り組んでいます。とりもなおさず保護者の方が、ご自身が選択する保育サービスを利用できるように進めておりますので、ご理解をいただければと思っています。

それから、委員のご発言の中で1つあった、認可外保育施設を利用されている方が練馬区では待機児童から外れるというお話ですが、国の定義に基づいて算定していますので、ご理解いただければと思います。

【会長】今の委員の発言は大変重要だと思います。これは強く、重く受けとめることを、文言の端々に出るようにしていただきたいと思います。せっかくお子さんがお生まれになって、ご夫婦が2人で希望を持って次のステップへ進もうとするときに、ご両親のどちらか1人が自分の人生を心ならずも曲げてしまわなければいけないというのは、我々の21世紀の社会としては、やはり第一番に取り組むべき大変重要なテーマだと思います。子育て、子どもを持つということが女性の生き方に対して中立的でなければいけないと思います。待機児童数が大幅に減ったことはとても喜ばしいことですが、やはり一人一人の方にとってみると、ないがしろにできない深刻な問題があるということ、行政は認識を深めておいていただきたいと思います。今現在、待機児童がいなくなるから憤るという訳ではなく、大きく減ったことについては素晴らしいことだと思っておりますが、個々に様々な保育園問題があるということ、私たちは心のどこかに置いておかななくてはならないと思います。

【事務局】1点補足させていただきます。10ページについてご質問をいただきましたが、この中間見直しにおいても、やはり保育需要が高まっていることは事実であると認識しております。多様なニーズがあるということも認識しております。働くお母さんは増えておりますが、一方で、専業主婦の方もいらっしゃいます。働き方も、正社員の方もいればパートの方も様々で、多様なニーズがあると思っております。そういった多様なニーズに応えられるように、需要が今どれくらいあるのか、これからどれくらい増えるのかということを見込んで、中間見直しにおいて供給を増やし、皆様からもご意見を頂き、こちらの見直しを実施しました。ご理解頂ければと思います。

【会長】お互いの立場を理解し合いながら進めていきたいと思います。

他にありますか。なければ、次の議題について事務局から説明をお願いします。

## 2 平成30年4月の待機児童数等について

【事務局】(資料2-1の説明)

【事務局】(資料2-2、2-3の説明)

【事務局】(資料2-4、2-5の説明)

【会長】ご意見、ご質問はありますか。

【委員】学童の件は以前もこの会議の場でお話しさせていただいたことがあるのですが、私の子どもも小学校に入って以降、楽しく通っています。同じ地域といってもエリアによっては定員がねりっこクラブも今なくて、近くに学童がない場合があり、親が連れていけるわけではないので、選べる範囲というのが保育園以上に限られているものだと思っています。やはり1年生のうちから入

れないということは、指数の関係もあってなかなかないと思うのですが、可能性として待機児童が出ることもあり得るということです。

学童に関しては、親が保育園に比べて情報収集もできず、状況を知らないことも多々あると思います。そのため、こういう場で、今こういう数字ですよというところ、ネガティブな部分もあるので言いづらいこともあるかと思うのですが、周知をぜひ今まで以上にやっていただけるとありがたいと思っています。

【事務局】ネガティブなところも含めてしっかりと区民の方にお示しするという点です。例えば今説明したような資料につきましても、ホームページで公開しております。今後につきましても、よりわかりやすい周知をしっかりと進めていきたいと思っております。

また、学童クラブの整備につきましては、先ほどご指摘いただいたように、自宅か学校の近くでなければ通えないということがありますので、そういった点も踏まえて、ねりっこクラブを全ての小学校に整備していくということです。どうしても整備が難しいところについては民間学童保育施設を誘致して、ご入会いただくといった考え方で、全ての地域でしっかりと受け皿が整備されるよう進めてまいります。

【委員】 まず、学童のことについて発言させていただきます。キッズ安心メール対象施設の拡大ということが書かれていますが、これは学童クラブのみの実施でしょうか。放課後ランドセル来館事業というところでの児童には適用されないのでしょうか。結局、待機の児童が自由に来ていいですよというのがこのランドセル来館になると思うのですが、学童クラブに通っている児童は、親に連絡が届くという安心感があると思うのですが、待機の児童が、場所の提供はされるけれども、帰りましたという知らせが来ない、その場に子ども任せで行かせるということについての親の不安はとても大きいと思うのです。そのため、このランドセル来館というところにもぜひ適用されるように、積極的にご検討いただきたいと思いました。

【事務局】キッズ安心メール対象施設の拡大というのは、今まさに委員から指摘いただいた点、非常に大切なことであるとかねてから考えておりました。これまでは、このキッズ安心メールは基本的には、区立学童クラブと区が補助を行っている民間学童保育施設の児童だけしか利用できませんでしたが、これを実施しました。小学生であれば誰にでも利用できるようにしようということで、今回、対象施設の拡大を実施しました。

具体的には、学童クラブにしか安心メールの感知機がなかったのですが、それを全部の児童館、17館ありますが、児童館と、地区区民館が22館、また、児童室がある厚生文化会館の全てに設置しました。それから、利用したい方は、練馬区内に在住・在学の小学生であれば誰でも利用できるということで、ランドセル来館の子たちもちろん利用できますし、それ以外の子たちも利用できるような形で大幅に拡大したというのが、ここにお示ししているものです。

【委員】記載は「待機児童であれば、誰でも登録、利用できる」とあるので、何か学童に申請して「ちょっと待ってね」と言われている人でなければ利用できないだろうと、私はこれを見て思いました。したがって、みんなが使えるという記載にはなっていないのではないかと思います。それから、実際に学童に入れなかったからと、子どもにカードを持たせて、「お父さんとお母さんは仕事だから」と児童館に送り出しても、うまく区分けができないのではないかと思います。言い換えれば、勝手に来て、勝手に帰っているのではないかと。であるから、ちゃんと見てくれる人が本当にいるのかしらと、これだけ見ると雑だなという感じがしてしまいます。機械さえ設置して、みんなが使えるようになればいいと、場所はとりあえず提供しましたとしか、私は思え

ませんでした。児童館にいる人たちも、ボランティアの人や区の方もいらっしゃると思いますが、果たしてその皆さんが自分の子どもをわかってくれて見守ってくれているのかな、ほんとうに行き帰り、カードリーダーにかざしているのを見てくれているのかなというのが、これだけだとわかりませんでした。場所さえ作ればいいというように思えてしまいました。

【事務局】表現の仕方がわかりにくくて大変申しわけありませんでした。今申し上げたこのキッズ安心メールにつきましては、待機児童ではない児童の方も利用できます。それから、児童館や地区区民館を利用する際には、利用する児童には登録をお願いしています。来館した時にはその登録証を窓口渡し、帰るときにはそれを窓口に戻すということをしています。キッズ安心メールに登録していなくても、出入りについては、館の職員が確認しております。

このキッズ安心メールについては、保護者の方が、自分の子どもが今どこにいるのかということ、保護者に対して情報提供を行うものです。そのことによって、安心していただけるのではないかと、という観点から整備したものです。

【委員】このキッズ安心メール、確か私の子どもが学童に入ったときは無償でいただけたと思うのですが、これの配布場所については、区報か何かで周知していらっしゃるのでしょうか。

【事務局】キッズ安心メールの広報については、区報でも記載しています。また、区教育委員会発行の教育だよりもに掲載し、全学校の児童と保護者に配付しています。ホームページ等にも載せておりますので、ご覧いただければと思います。

それから、キッズ安心メールの利用料は不要ですが、登録する際に登録料として1,000円、これは運営している事業者に対して支払うのですが、登録料として最初に1,000円お支払いいただいて、あとの利用料はかかりませんので、利用料は無料になっています。

【委員】お伺いいたします。最近、世間で虐待対策ということで相当今、力を入れてやっているようですが、特に虐待を受けた子どもたちというのはどこで発見するかは、やはり保育園、学校の登園・登校状態、健康状態の確認が虐待発見の目安になると感じます。ただ、本来、保育に欠ける子が保育園に入っていたということから、保育を必要とする子のほうにどんどんシフトして、全ての家庭が保育を利用できるという形になってくると、本当に必要な子が同じような状況で待機児童とはなっていないか、逆にそういう子がかえって手を挙げない、手を挙げないからこそ虐待を受けるという、家庭内で閉じこもっているというような状況があるのではないかと考えています。一時保護や、施設での保護は、家庭復帰を第一に長期保護ということではなく、さらに保護が必要か、ぎりぎりの判断で家庭復帰するのがほとんどです。その場合に、その後は子ども家庭支援センターで見守り体制を十分にしてもらわなければいけないということですが、例えば幼児が、家庭復帰しても、多くは年度途中ですよ。年度途中で保育園を申し込んでも空きがありません。そこで、何か優先的に入れるような特別な枠組みというのは考えられているのでしょうか。保育園が空くまで家庭に復帰できないので、例えば年度をまたいで4月からということがあり得ますか。それは本来の家庭復帰ではないのではと考えていますが、そのあたりの保育の必要性の高い子はどうなっているかお聞きしたいと思います。

【事務局】保育が必要な児童について、まず保育をご利用いただく場合には、保育認定というものを受けていただきます。その保育認定というのは、一番多いパターンが就労ですとか、求職中ですとか、あとは学校に行かれる場合など様々です。その中で、今、待機児童が発生しているという状況を見ますと、やはり全ての方が第1希望に入れるというのが一番いい形なのですが、希望園を書いていただいて、そこで指数付けをさせていただいて、その指数の高い方から順番に入園をい

ただくというような、今はそういう形をとらざるを得ないような状況です。

もう1つお話があった、虐待などを受けていて支援が必要なお子さんにつきましては、子ども家庭支援センターとも連携をして、優先的に保育をご利用できるような形をとってございます。

【委員】保育だけではなくて、様々考え方もあると思うのですが、保育に欠ける児童、学童も含めて一緒に考えていただき、また、区をまたいで引っ越しされた方に、情報が入りづらいということもあるので、その辺も含めて調査することが、先ごろあったような虐待事件を根絶するためには必要があるかなと、かなり意識を持ってやっていかないと難しいと感じます。

【事務局】今、事務局から説明のあったとおり、支援が必要であるというお子さまについては保育課と連携をとっています。一時保護になったお子さまも、全体的には9割ぐらいの方は、児童相談所の判断がつかましたら、家庭に戻っている状況ではありますが、1割ぐらいの方が、家庭に戻すというより施設で過ごしていただくこととなります。そういったお子さまがどのタイミングで帰れるかということは、お子さまの施設での生活の状況と、保護者の方がお子さまを引き取るタイミングとか準備が整っているかの、この総合的なところで判断をされます。

そういった中で、保育園の年代のお子さまにつきましては、保育園があていければ、当然、年度の途中でも、保育園を確保するという条件に家庭に戻ってくる、というような状況にしております。このような待機児童がある状況の中では、大変、本来であれば準備は整っていますが、保育園の空きが、既にお子さまが入っているのを、施設から帰る子がいるからといって出すわけには当然いきませんので、そういった場合には4月入園の利用調整において対応している現状はあります。

それから、学校のお子さまにつきましては、学童に入れる年齢ですと、やはり学童クラブとの調整が前提になりますが、それ以外のお子さまについては、おおむね学校の新学期を目途に家庭に戻ってきているような状況があります。

いずれも児童相談所の判断ではありますが、区の子ども家庭支援センターに相談をいただきながら、家庭に帰れる状況をサポートしているような状況です。

【会長】他にありますか。なければその他の議題として、事務局から資料の説明をお願いします。

### 3 その他

【事務局】(参考資料1、参考資料2の説明)

【会長】ありがとうございました。何かご意見・ご質問はありますか。

【委員】幼児教育無償化に関する国の考え方について、また、練馬区の考えを教えてください。

認可と認証保育所はどう違うのですかと、区民から問い合わせがよくあります。都独自の制度である認証保育所ですが、認可外保育施設でもあります。私はあえて認証保育所も経営しているのですが、認証保育所の利用者の理由は、認可に入れなかった人だけではなく、駅から5分以内、13時間開所しなければならないなどの認可にない基準である認証を選んでいる人、病気の家族を抱えている人、パートでしか働くことのできない人、フルタイムで働き高所得のためポイントが少なくなり認可にもれてしまう人、2月生まれ以降の0歳児の赤ちゃんで認可には申し込めない状況の人などがあります。そのような方の多くは現在の練馬区では認可保育園に入れていないのです。しかし、そのような多様なニーズにこたえているのが認証です。保育料は家族からいただきますが、上限が決められており、また運営の補助金は、今の規模での認可に比べると月300万、400万円程の違いがあるなというイメージです。認証保育所の運

営はとても厳しいものです。

現在の認証保育園は今年も2月以降生まれの小さな赤ちゃんが多く在園しています。

認可保育園に在園しているお子様の家族には手厚い補助がありますが、認証保育園在園児には年齢に応じて、月に1万5千円から2万5千円と認可との差はとても大きいです。そのような中で無償化の考えを練馬区では、認証に対して5年と言わずに早期に考えていただきたい。そうでないと、さらに認証・認可の差が広がってしまうと思います。

認証保育所の経営は非常に苦しいです。特に低年齢の保育には人件費がかかります。先程も質の話が出ていましたが、保育士不足の中、どこの保育園も学童も保育士確保が大変です。保育士の取り合いをしているのです。保育士はここをやめてもどこでも就職できると考えられる状況です。練馬区も都の制度による職員寮の補助などはありますが、積極的に練馬区独自の何かをしなければ、保育士の確保はできないと考えられます。多岐にわたりましたが、よろしくお願いいたします。

**【事務局】** 幼児教育・保育の無償化につきましては、国の制度詳細が明らかにされていませんが、保護者の方がどのような影響を受けるのか、需要動向をきちんと見極めないといけないと考えております。そのため影響調査を実施し、その結果を踏まえて区の施策を検討していきたいと考えております。

練馬区は、多様な保育ニーズに応えていくため、認可保育園のみならず地域型や認証、認可外、それから練馬こども園、こちらは区独自の施策として11時間保育を実施する私立幼稚園でございしますが、保護者の強いニーズに応えて、全国に先駆けて創設したものです。保護者の多様なニーズに応えるため、無償化に伴う影響をきちんと把握して、その結果、需要がどう変わるのかということ把握しまして、区として必要な施策、対応を検討してまいります。

また、5年ということについては、国は指導監督と認可化への移行も強化していくと言っていますが、保育行政を第一にやっている練馬区としては、様々なご意見を踏まえて整理する必要があると認識しております。

**【委員】** 一番最初の議題の報告事項ですが、改めて伺いたいことがあります。19ページ、一時預かり事業と、21ページ、こんにちは赤ちゃん訪問などについてですが、まず、一時預かり事業のこの見直し後の表の人数が削減されていることについて、利用者数だと思うのですが、この減少の背景をどのように調査・分析されたのかを、まず伺います。

それから、ファミリーサポートセンター事業に関わるとは思います。出産後にもらえる子育てスタート応援券がどれぐらいの利用率なのか、お伺いします。

それから、21ページの項目についてですけれども、産後ケア事業について、昨年度の会議で私が発言させていただいたのですが、見直しの内容として、実施場所の拡大にも取り組みますとありますが、このことについて要望です。実施場所だけではなく、実施支援内容についても拡充を是非お願いしたいと思います。具体的には、出生した子どもと直近の兄弟が幼少の場合の支援とか、そういったことの支援はこの産後ケア事業に含まれていないということがありましたので、そのあたりにも手厚い支援をしていただければと思います。意見を述べましたが、そちらも次のこの資料などには盛り込んでいただければと思っております。

**【事務局】** まず、資料19ページの一時預かり事業の部分について説明いたします。調査の方法というところについては、計画を策定する際にニーズ調査を実施しています。ニーズ調査の数字、それから一時預かり事業については毎年度実績を把握していますので、そのニーズ調査と実績を



ベースに見込みを立てております。利用実績をご覧いただくと需要に対する枠として供給が確保できていることがわかりかと思えます。利用実績が、確保している数字よりも半分強の数字になっており、枠はこんなにあるのに、何で実績が少ないのかということについては、今後運用面での改善を図るという整理を行いました。

【事務局】2つ目のご質問がありました、子育てスタート応援券の件ですけれども、このスタート応援券はお子さまがお生まれになりますと1家庭に8枚をお送りしておりますが、券の使用方法は四通りありまして、育児支援ヘルパーに使われる、もしくは助産師のケアに使う、それからファミリーサポート事業としてお使いになる、乳幼児一時預かりとしてお使いになる、この4つに分けますので、それぞれに何枚使ったかというところはわかりますが、全体としましては、2割から3割くらいの方が全部を使ったというような実績になります。

しかしながら、これがどういった段階でどういうことに使っているのかというのは、今年の4月から、こちらシステムのほうで発券しまして皆様にお届けするようになりましたが、券の使用がゼロ歳から1歳半までお使いいただけますので、今年の10月で一通り4月に発券した方たちの1年半が過ぎるということもございます。そういった意味での実際の使用率のような点については、大変申し訳ありませんが、もう少しお時間をいただいて分析をした上で、今後について検討していきます。

3点目の産後ケアについてですが、前の会議の中でも、上のお子さまもいらして2人、3人目の産後ケアの利用のときに、上のお子さまも一緒に、というお話がありました。所管のほうにも当然その話はしているところではありますが、一番は出産をされたお母様の休養と、それから乳児のお子さまの、一緒にお預かりするというようなことが一番産後の肥立ちの時期では望ましいのではないかという点で、第一子・第二子のお子さまがいる場合には、別のショートステイ事業のほうで上のお子さまのほうはお預かりして、というようなことが、今の区のスタイルです。また、上のお子さまもお預かりするということになると、日中の保育や保育園への送迎も含めた課題が様々ありますので、兄弟を入れての産後ケアについては、今後の課題ということでご意見を承らせていただければと思います。

【委員】ありがとうございます。今お話を伺って、育児応援券については二、三割の利用ということで、数についてはびっくりしています。全部利用ではないのですね。でも、何となく確信はあって、私自身が第一子のときには1枚も使わなかったですし、最近いろんな近場のママさんたちとお話ししたところでも、全然使わなかったという方が結構いらっしゃいますね。先ほどのお話ですが、やはり利用しにくいということだと思えます。

こういうのは予算が組まれていて、とってあるのに使われていないのはすごく無駄で、その確保されていたはずの未消化だった予算は一体どこに消えるのかと思うと、やはり必要なところへの支援に十分になっていないともったいないと思います。例えば第一子と第二子以降で配布の枚数を変えとか、それから未使用の券の事実上の回収と分配のようなことができないか、あとはさっきおっしゃったショートステイ事業を活用されるようにというお話でしたが、利用の範囲を広げて柔軟に活用できるように、もう少し検討していただけたらいいなと思っております。

【事務局】貴重なご意見をありがとうございました。先ほど申し上げましたように、今年の10月で一旦、全体の使われ方も含めて評価してまいりたいとは思っておりますが、前年度の実績に少しプラスした形で予算を組んでいますが、二、三割の実績があったのにプラスとして翌年度の実績な

ので、100%の予算で組んでいるので7割が全部残ってしまうとか、そういう予算の組み立てではありません。また、利用が伸びてその予算から足りないということがあれば、年度の中でこれまでも補正をさせていただいて、必要な方にはお使いいただきてきました。

それから、利用の範囲の使われ方の部分は、子育てのサービスをお試しで知っていただくということが一番の目的であり、その8枚がお金として換算して、使わなかったから換金するというような趣旨ではなくて、様々なサービスをお試しで利用していただき、その後もご利用いただくという趣旨ですので、趣旨そのものにも課題があるということであれば、その点も十分ご意見をいただきながら決めてまいりたいと思います。

最後に、ショートステイ等の運用の範囲の拡大については、貴重なご意見だと思いますので、区が行っているサービスに使えるようにすることについては、今後検討してまいりたいと思います。

**【委員】**配付された分を使わなかった分について換金してほしいということではなく、使わなかった人がいた場合、その利用分を、予算が100%で確保してあればという考えに基づいて発言したのですが、使わなかった人がいた場合、その分をもっと支援が必要な方たちに何らかの形で再分配できたら無駄なく活用されるのではないかと思います。

私自身が第一子のときに使わなかったというのも、母がまだ健在でして、家庭外の方の支援を頼るというよりは身内の手を活用したほうが安心ですし、双方にとっていいと思ったので、区のサービスは利用しなかったのですが、そういう方もたくさんいらっしゃる一方で、周りに支援の手が入らない人もいらっしゃるのので、そのような方々に対してより使っていただけるサービスだと良いのではないかと思います。そういう意味での発言でした。

**【委員】**先ほどの一時預かりに関する、今のお話の続きですが、私がお勧めしているトワイライトステイについて、以前に他の委員と意見交換させていただきましたが、19ページで見ると利用者が減っていますよね。以前も何回か話が出たのですが、利用しにくいことと、経済的負担がかかるというのがネックだと思っておりました。

利用しにくい点については、改善されているとお伺いしていますが、利用する人が減って料金が高くならないよう、経済的な面も検討いただければと思います。

**【事務局】**トワイライト事業につきましては、実績としては、一昨年よりも昨年のほうが伸びております。やはりお仕事があって、保育園からのお預かりが増えております。今、3施設でやっていますので、お話が前に委員の皆様からあったのは、書類の手続き画面からの印刷などのご指摘がありました。これはトワイライトだけに限らず、一時預かり事業も、利用していただく上での保護者の方のご負担については、広場などでもご意見を賜っております。すぐに改善は難しいのですが、保護者の方の負担が少なくなるような利用の手続については、現在も検討しているところですので、もう少しお時間をいただければと思います。

**【委員】**東京都からベビーシッターの補助の話が出ていますが、練馬区はどう考えていくのか。また、認証保育所にいくと、先ほどのニーズ調査で、もし認証保育所が無償化にならないということや、ベビーシッターや様々な動きによって、認証保育所を閉鎖せざるを得なくなるのではと考えてしまいます。長期計画を立てていく上でも、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

**【事務局】**ベビーシッター補助ですが、東京都が今年度から始めるとされているものです。いわゆるベビーシッターというものの、それからもう1つ、居宅訪問型保育事業という、今、地域型保育事業

の種類の1つとして行っているものがありますが、そちらに対する補助と、2種類あると聞いています。まだ東京都から詳細についての通知は届いてはいないのですが、練馬区としましては、居宅訪問型保育事業に一定のニーズがあるのではないかと認識しておりまして、今、検討をしているところです。ベビーシッターというのは、海外では使われているようですが、日本では、自宅に保育士が来るということで、なかなか海外に比べて利用しにくいというといった話も先行事例では聞いておりますので、そのあたりのニーズと、練馬区でどのくらい用意するかというところは、十分検討しながらやっていければと思っています。

【委員】もう少し居宅訪問型保育事業のお話を伺いたいのですが。

【事務局】居宅訪問型保育事業、やることは一緒ですが、主に0歳から2歳までの子どもの保育を行う地域型保育事業という、子ども・子育て支援新制度の中で類型がございまして、1つは保育ママさん、もう1つは小規模保育事業、小規模の保育園でやる事業、それから居宅訪問型保育事業です。その居宅訪問型保育事業というのは、ご自宅に伺って1対1で保育するものですが、それについて練馬区は今まで医療的ケアが必要なお子さんに限定をしてサービスの提供をさせていたでいていました。東京都による今回の新たな支援で、医療的ケア以外の、いわゆる健常児に対しても、居宅訪問型保育事業を利用すればその分の補助事業を始めるというような話がありましたので、それについて練馬区は導入を検討したいと考えているところです。

【委員】ありがとうございました。また詳細がわかり次第、いろいろと教えていただきたいと思えます。もう1点、保育の質を向上するというところで、具体的に何を、どんなことを考えていらっしゃるのか、もしありましたら教えていただきたいのですが。

【事務局】保育の質の向上というお話ですが、今年から、保育の巡回支援の体制を充実するというところで、特化した係を1つ立ち上げました。全てが園長経験者から成る7人で、年度当初に構成した係になっています。その係で、先ほど申し上げた小規模保育事業ですとか、保育ママさんですとか、あとは私立認可保育園、私立認可保育園については指導検査というのは定期的に入らせていただいたのですが、必ずしも巡回指導というのは毎年実施することができていなかったというのがあります。そういったことから、保育の質ということも今求められていますので、認可保育所については必ず毎年、必要に応じた支援・指導をさせていただくことによって、保育の質を一定確保したいと考えているところです。そういった巡回による支援というのが1つあります。それからもう1つ、これは昨年度末から始まったものですが、保育サービス検討会議というものを立ち上げまして、保育事業者の方、それから公募の区民の方に様々なご意見を頂戴いたしまして、保育の見える化といったものにも今、会議を2回ほど開催して、取り組んでいるところです。3度目の会議を明日行うことになっておりまして、その中で一定の見える化、保護者の方が保育サービスを選択する際に、そのサービスの内容をしっかりと見える化をして、保育の質を一定程度担保していこうと、そういった取組を行っています。

【委員】ありがとうございます。保育の質の向上を、もう少し積極的に具体的にやらないと、危険があると思います。現在、日本の0歳乳児保育の需要がものすごくたくさんあると思うのですが、数年前までは少なかったのです。今、保育時間も0歳児は朝7時半から夜7時半までの利用がとても多いです。そのような中で、今の日本の保育士は乳児保育の経験者が少ないのです。処遇改善などの職員への補助金がありますが、職員を研修に出すことが課せられると言われております。保育士不足の中で研修に出すことの危険、また、これ以上保育園を作っても働く保育士が新卒や経験の浅い方が多いことなどが予測され、質の向上よりも命を預かる意味で、本当に危険で、

特に乳児保育は非常に厳しい状況にあると思います。具体的に、そして意味のある「見える化」を会議はもちろんです、その内容も是非お伺いしたいと思っております。

【事務局】保育士の確保ということでも積極的に取り組んでいまして、区独自でイベントを開催して、実際に事業者の方がブースをつくってそこで面談をいただいて、状況によってはそこで採用面談までいける。直接保育士の確保に結びつけるような取り組みを複数回開催しているところでございます。

それから、国の動きとしましては、保育士の方の保育を優先的に利用できるようにして、保育士の資格を持った方が職場に復帰しやすいような制度づくりなども、区単独や自治体ごとでやっても保育士の取り合いになってしまいますから、広域で、日本全体で取り組みましょうといった国としての働きかけもあります。練馬区としてどうするかというのは当然検討していくところですが、可能な限り他自治体と保育士の取り合いになるという状況は避けたいと思います。全体として保育士の方が集まりやすいような仕組みづくりも取り組んでいきたいと思っております。

【委員】保育園の見える化に関する会議があるとおっしゃっていたので、是非、ひとり親の見える化会議もしていただきたいなと思います。先ほども虐待の話があったかと思いますが、目黒のあの事件を受けてから、皆さんも虐待を耳にしないことがなく心を痛めていると思うのです。

7月16日の日経新聞の記事で気になったことがあったので、練馬区に聞いたかったのですが、2016年の改正児童福祉法で23区も児童相談所の設置が可能になりました。練馬区を除く22区で前向きと考えられるとのこと。何故ここで「練馬区を除く」と書かれているのかというのがとても気になっていて、練馬区は、練馬区だけ前向きとしないで子育て支援センターを軸に、児童相談所を設置しないでやっていこうとしているのか、何か児童相談所を設置しない理由があるのか、お伺いします。

【事務局】平成28年の児童福祉法の改正で、特別区も中核市と同じように児童相談所の設置ができるということにはなりました。都道府県と政令市は必置ですが、中核市と特別区は、できる規定、ということ。です。

そういった中で、今なぜ練馬区が設置に舵を切っていないのかということは、練馬区の子もたちのことを考えていくと、やはり一番難しいのは、子どもたちを一時保護するまでの道のりではなくて、保護をした子どもを家庭に返せないときの、施設に入れたりするところの広域調整の部分が区単独では実施が難しいわけで、そこを東京都がやはり広域的にやっていて、また11カ所の児童相談所も都が横並びで都民として子どもたちをサポートしているという現状があります。そういった中で、22区にその設置の意向があるのは事実ですが、では単独で各区が児童相談所を設置できるかということ、そのハードルがたくさんあるように思います。児童相談所を区が設置しないのではなくて、東京都の児童相談所との連携を強化しながら、すき間なく都がやる部分と区がやる部分をしっかりと連携していき、都の広域性とそれから専門性、そして私どもの区民に身近なところでの寄り添ったきめ細やかな支援を、児童相談体制として、考えていきたいと思っております。そういった意味で、昨年6月に東京都との協定も結ばせていただいて、私も児童相談所に行きながら、児童相談所の対応になっている練馬区の子もたちの状況も見てきております。

そういった中で、児童相談所設置、箱をつくれれば解決するかということ、そういうことではないと思っておりますので、地に足が着いた業務をしていきたいということで、現時点では児童相談所を設置する意向は示していないということで、記事の書き方は練馬区が消極的に映るかな

とは思いますが、練馬区が一番支援の必要な子どもたちのショートステイなども先駆けてやっておりますので、決して子どもたちのためには後ろ向きに仕事をしているわけではなく、全体としてご理解いただければと思います。

【委員】ありがとうございました。意見としてはわかるのですが、やはり区民としては、記事に対して不安感をあおられているような感じを受けてしまいそうですね。全国紙で先に打ち出されてしまうので、こういういい広報を区報でしていただけるといいと思っています。ありがとうございました。

【会長】それでは、事務局から今後の日程のお知らせをお願いします。

【事務局】例年10月に開催しているところですが、日程を別途調整して、また皆様にご連絡させていただきます。

【会長】それでは、今日は暑い中をご参加くださりまして、大変実りのある討議だったと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —